

難病患者等島外通院旅費助成事業

難病やがんの治療で島外の医療機関での通院が必要な方へ旅費の一部を助成することで経済的な負担や福祉の増進を図るための事業です。

令和7年4月1日以降の受診、旅費から適応になります。

[対象者]

- ① 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方
- ② 「がん」と診断された方
- ①または②の該当者で島外の医療機関で専門的な医療を受ける必要があると診断された方

*生活保護の方、他の助成金等の支給を利用された方は対象外です。

[助成対象経費]

鹿児島県内往復の船賃又は航空運賃、バス代等（離島割引運賃）、宿泊費（上限 1泊 5,000円）2泊分までの合計額の3分の2を助成

例) 鹿児島に通院 15,500円 + 7,450円 + 6000円 の場合
(行きの航空運賃) (帰りの船賃) (宿泊代 1泊分)
→ (15,500円 + 7,450円 + 5,000円 + 3,000円) × 2/3 = 20,630円
(市内までのバス往復運賃相当) 助成額

[助成回数]

年6回まで

[申請必要書類]

- 旅費助成金支給申請書
- 島外で医療を受ける必要があることの証明書*1（年度が代われば再提出）
- 島外で医療を受けたことの証明書*2（2回目以降は受診した際の領収書）
- 交通費*3（飛行機または船賃）、宿泊費等の領収書等
- 難病の方は特定医療費（指定難病）受給者証
- 助成金振込口座の通帳写し

*1,2 島外で受診される前に保健福祉課で所定の証明書様式を受け取って、医療機関で作成してもらってください。

*3 交通費の領収書は、飛行機または船賃の領収書をご用意ください。バスやタクシーの領収書は不要です。

[申請受付期間] 受診日から1年以内

お問合せ：保健福祉課 包括保健チーム TEL65-3522